

件名

労働金庫法施行令第五条第十二項第四号並びに労働金庫法施行規則第九十五条の五第二項、第九十六条第二項及び第四項から第六項まで、第九十七条第一項及び第二項並びに第九十九条の規定に基づき合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官及び厚生労働大臣が定める者等を定める告示の一部を改正する件

○金融庁 告示第 号
厚生労働省

労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）第五条第十二項第四号並びに労働金庫法施行規則（昭和五十七年 大蔵省 令第一号）第九十六条第二項及び第四項の規定に基づき、労働金庫法施行令第五条第十二項第四号並びに労働金庫法施行規則第九十五条の五第二項、第九十六条第二項及び第四項から第六項まで、第九十七条第一項及び第二項並びに第九十九条の規定に基づき合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官及び厚生労働大臣が定める者等を定める告示（平成二十六年 金融庁 告示第七号）の一部を次のように改正する。

令和六年 月 日

金融庁長官 栗田 照久

厚生労働大臣 武見 敬三

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を削る。

改正後	改正前
<p>(債務の保証)</p> <p>第二条 規則第九十六条第二項に規定する金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定めるものは、自己資本比率告示第四十九条第一項の表百の項の中欄六に掲げる取引（一般的な債務の保証に限り、取引対象資産が貸借対照表（規則第九十六条第一項に規定する貸借対照表をいう。第四条において同じ。）に計上されるものを除く。）とする。</p> <p>(債務の保証以外のオフ・バランス取引)</p> <p>第三条 規則第九十六条第四項に規定する金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定めるものは、次に掲げる取引とする。</p> <p>一 自己資本比率告示第四十九条第一項の表十の項から百の項まで及び同条第二項の表の中欄に掲げる取引（前条に該当するもの及び現金又は有価証券による担保の提供を除く。）並びに自己資本比率告示の規定により与信相当額が算出される現金又は有価証券による担保の提供</p> <p>〔二・三 略〕</p> <p>(オフ・バランス取引の信用の供与等の額の算出方法)</p> <p>第四条 「略」</p> <p>「項を削る。」</p>	<p>(債務の保証)</p> <p>第二条 規則第九十六条第二項に規定する金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定めるものは、自己資本比率告示第四十九条第一項の表百の項の中欄七に掲げる取引（一般的な債務の保証に限り、取引対象資産が貸借対照表（規則第九十六条第一項に規定する貸借対照表をいう。第四条第一項において同じ。）に計上されるものを除く。）とする。</p> <p>(債務の保証以外のオフ・バランス取引)</p> <p>第三条 「同上」</p> <p>一 自己資本比率告示第四十九条第一項の表零の項から百の項まで及び同条第二項の表の中欄に掲げる取引（前条に該当するもの及び現金又は有価証券による担保の提供を除く。）並びに自己資本比率告示の規定により与信相当額が算出される現金又は有価証券による担保の提供</p> <p>〔二・三 同上〕</p> <p>(オフ・バランス取引の信用の供与等の額の算出方法)</p> <p>第四条 「同上」</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、自己資本比率告示第四十九条第一項の表零の項の中欄一に掲げる取引に係る信用の供与等の額は、当該取引に係る想定元本額（見かけの額ではなく、その取引の経済効果を反映した額をいう。）に百分の十を乗じて得た額とする。</p>

<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>(外国政府等) 第五条 令第五条第十二項第四号に規定する金融庁長官及び厚生労働大臣が定めるものは、次に掲げるものとする。 一 「略」 二 自己資本比率告示第二十八条及び第三十一条第三項の規定により、向けられたエクスポージャーのリスク・ウェイトが零パーセントであるもの</p>
	<p>(外国政府等) 第五条 「同上」 一 「同上」 二 自己資本比率告示第二十八条及び第三十一条第二項の規定により、向けられたエクスポージャーのリスク・ウェイトが零パーセントであるもの</p>

附 則

(適用時期)

1 この告示は、令和六年三月三十一日から適用する。

(経過措置)

2 労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（令和六年 金融 融 庁 厚生労働省 告示第 号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例により自己資本比率の算出を行う金庫については、なお従前の例による。